

処 分 基 準

令和4年2月21日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第10条の8の2第3項
処 分 の 概 要 : クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先） : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第10条の8の2第1項～第3項（クロスボウの保管の委託）
処 分 基 準 : クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先 : 所在地を管轄する警察署生活安全課又は 警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係 (058)271-2424
備 考 : 令和4年3月15日施行